

令和5年度決算
真庭市 財務書類
注記

令和7年(2025年)3月

真庭市総務部財政課

1. 重要な会計方針

(1) 有形固定資産等の評価基準及び評価方法

開始時には原則取得価格とし、取得価格が不明なものは再調達価格としています。ただし、道路、河川及び水路等の敷地のうち、取得価格が不明なもの及び無償で移管を受けたものは、備忘価額1円としています。開始後は原則として、取得価格としています。

(2) 有価証券等の評価基準及び評価方法

①有価証券

ア) 市場価格のないもの

取得原価としています。ただし、発行会社の純資産がマイナスの場合は、評価額をゼロとしています。

イ) 市場価格のあるもの

基準日時点における市場価格をもって貸借対照表価額としています。

②出資金

取得原価を貸借対照表価額としています。ただし、出資先の財政状態の悪化により、出資金の価値が「著しく低下」した場合には、相当の減額を行うこととしています。

(3) 有形固定資産等の減価償却の方法

有形固定資産・無形固定資産ともに定額法としています。

(4) 引当金の計上基準及び算定方法

①投資損失引当金

出資金のうち、実質価額が「著しく低下」した場合における実質価額と取得価額との差額を計上しています。

②徴収不能引当金

過去5年間の平均不能欠損率により計上しています。

③退職手当引当金

退職手当債務に、組合への加入時以降の負担金累計額から既に職員に対し退職手当として支給された額の総額を控除した額（積立不足額）を加えた額を計上しています。

④損失補償引当金

地方公共団体の財政の健全化に関する法律に規定する将来負担比率の算定に含めた将来負担額を計上しています。

⑤賞与等引当金

翌年度6月支給予定の期末・勤勉手当の見込み額について、全支給対象期間に対する本年度の支給対象期間の割合を乗じた額を計上しています。

(5) 資金収支計算書における資金の範囲

現金及び現金同等物を資金の範囲としています。なお、現金及び現金同等物には、出納整理期間における取引により発生する資金の受払を含んでいます。

(6) その他財務書類作成のための基本となる重要な事項

物品及びソフトウェアについては、取得価額が 50 万円以上の場合に、資産として計上しています。

2. 重要な会計方針の変更等

該当ありません。

3. 重要な後発事象

(1) 主な業務の改廃

真庭市の特別会計であった簡易水道事業特別会計については、令和 2 年度より水道事業会計に統合しています。

4. 偶発債務

(1) 保証債務及び損失補償債務負担の状況

団体（会計）名称	損失補償等引当金計上額	備考
岡山県信用保証協会	291 千円	岡山県信用保証協会が真庭市商工業融資制度に基づき中小企業者に対して保証した融資にかかる代位弁済額のうち、株式会社日本政策金融公庫から補てんされる額を差し引いた額の 2 分の 1（中小企業庁が定める責任共有制度要綱における負担金方式を選択した金融機関が行った責任共有制度対象融資にあつては、5 分の 4 を乗じた額の 2 分の 1）以内の額で、財政健全化法の将来負担比率の算定上将来負担額とした額

5. 追加情報

(1) 財務書類の内容を理解するために必要と認められる事項

① 一般会計等財務書類の対象範囲

一般会計としています。

② 出納整理期間

地方自治法第 235 条の 5 に基づき出納整理期間が設けられている会計においては、出納整理期間における現金の受払等を終了した後の計数をもって会計年度末の計数としています。

③地方公共団体財政健全化法における健全化判断比率の状況

実質赤字比率	-
連結実質赤字比率	-
実質公債費比率	10.9%
将来負担比率	-

④利子補給等に係る債務負担行為の翌年度以降の支出予定額
別紙 1 のとおりです。

⑤繰越事業に係る将来の支出予定額
別紙 2 のとおりです。

(2) 貸借対照表に係る事項

①将来負担に関する情報（地方公共団体財政健全化法における将来負担比率の算定要素）

標準財政規模	19,941,397 千円
元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額	4,025,132 千円
将来負担額	49,388,824 千円
充当可能基金額	29,447,799 千円
特定財源見込額	152,247 千円
地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額	34,616,099 千円

(3) 純資産変動計算書に係る事項

①純資産における固定資産等形成分及び余剰分（不足分）の内容

ア) 固定資産形成分

資産形成のために充当した資源が蓄積されたもので、原則として固定資産等の形態で保有されています。

イ) 余剰分（不足分）

費消可能な資源が蓄積されたもので、原則として金銭の形態で保有されています。

(4) 資金収支計算書に係る事項

①基礎的財政収支

業務活動収支 + 投資活動収支
1,063,920 千円

②既存の決算情報との関連性

		収入（歳入）	支出（歳出）
歳入歳出決算書（一般会計）	①	36,420,604,355 円	34,388,116,973 円
繰越金に伴う差額	②	1,968,254,514 円	—
資金収支計算書（一般会計）	①-②	34,452,349,841 円	33,516,731,181 円

③資金収支計算書の業務活動収支と純資産変動計算書の本年度差額との差額の内訳

資金収支計算書

業務活動収支	2,060,373 千円
投資活動収入の国県等補助金収入	1,212,327 千円
未収債権、未払債務等の増加（減少）	1,130,359 千円
減価償却費	△ 9,025,465 千円
賞与等引当金繰入額	△ 481,125 千円
退職手当引当金繰入額	△ 89,152 千円
徴収不能引当金繰入額	△ 7,092 千円
資産除売却益（損）	△ 476,890 千円
純資産変動計算書の本年度差額	△ 5,676,665 千円

④一時借入金の状況

一時借入金の借り入れはありません。なお、一時借入金の限度額は 2,500,000 千円です。

⑤重要な非資金取引

該当ありません。